

発言者：猪瀬副知事

議題「NPO新認定制度」に関する東京都の発言要旨

- 昨年12月に開催された全国知事会議で、「新しい公共は賛成だが、きちんとした制度設計が必要」と問題提起した。超党派の議員立法で制度改革ができてしまう可能性がある。知事の皆さんに、もう一度認識を深めていただきたい。



【都所管のNPO法人数の推移について】

- 東京都所管の認証NPO法人数は、この5年間ぐらいの間に約1.4倍まで増えている。これは全国的な傾向だ。全国に41,000、東京都に6,800ぐらいある。
- 国は、アンケート調査結果に基づいて、設立後5年以内の2,730法人のうち約330法人が、移管後に仮認定を申請すると試算している。
- しかし、このアンケートでは、認定要件を満たせない理由として、PST（パブリック・サポート・テスト※）と答えた法人が7割もある。

※PSTとは

経常収支に占める寄附金等の割合が5分の1以上であること。仮認定制度が導入されると、設立後5年以内のNPO法人は、1回に限りPST要件が免除される（有効期限3年）。

- 厳しいチェックのある公益法人や社会福祉法人を目指さずに、NPO法人の認定・仮認定が飛躍的に増大する可能性を全然考慮していない。

【新認定制度の課題について】

- 国は、新たな認定事務を自治事務としている。そうであるならば、認定の独自基準など、地方の裁量を広く認めるべき。
- 海外も含め、広域的に活動するNPO法人もある。地方から国税庁に税務調査を要請できるなど、双方向の連携の仕組みも必要。また、認定NPO法人会計への税理士や公認会計士の関与の義務付けなど、国税庁並みの不正抑止力を担保する制度とすべき。
- 財務諸表の適切なチェックに必要な、統一的な会計基準をきちんと整備するのは当然。
- 事務移管に係る財源措置については、確実に保障すべき。地方移管の条件だ。
- 新しい公共によって支えあう社会の実現という理念や、NPO法人の支援を推進することは非常に大事だ。だからこそ、健全なNPO法人の育成が重要であり、今のうちに事務移管後の認定・仮認定業務などに支障を来たすことがない制度としておくべき。
- 一部のNPO法人が信用を無くせば、せつかく育とうとする寄附文化を台無しにしてしまう可能性がある。わが国に寄附文化を根付かせるために、確かな制度設計を国に求め続けていくべき。